

○ 保管場所標章の交付に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考										
<p><u>廃止</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>審 査 基 準</b></p> <p style="text-align: right;">平成22年4月23日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律(6-2)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第6条第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 保管場所標章の交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者(委任先) : 警察署長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条(保管場所標章の交付の手続)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間 : 第4条第1項の政令で定める書面を交付した場合については7日(行政庁の休日は含まない。 第5条の規定による届出を受理した場合は1日)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : 保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先 : 警察署 交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考</td> </tr> </table>	法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律(6-2)	根 拠 条 項 : 第6条第1項	処 分 の 概 要 : 保管場所標章の交付	原権者(委任先) : 警察署長	法令の定め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条(保管場所標章の交付の手続)	審 査 基 準 : (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)	標準処理期間 : 第4条第1項の政令で定める書面を交付した場合については7日(行政庁の休日は含まない。 第5条の規定による届出を受理した場合は1日)	申 請 先 : 保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口	問 い 合 せ 先 : 警察署 交通課	備 考	
法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律(6-2)												
根 拠 条 項 : 第6条第1項												
処 分 の 概 要 : 保管場所標章の交付												
原権者(委任先) : 警察署長												
法令の定め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条(保管場所標章の交付の手続)												
審 査 基 準 : (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)												
標準処理期間 : 第4条第1項の政令で定める書面を交付した場合については7日(行政庁の休日は含まない。 第5条の規定による届出を受理した場合は1日)												
申 請 先 : 保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口												
問 い 合 せ 先 : 警察署 交通課												
備 考												

○ 保管場所標章の再交付に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考										
<p><u>廃止</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>審 査 基 準</b></p> <p style="text-align: right;">平成22年4月23日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律(6-3)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第6条第3項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 保管場所標章の再交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者(委任先) : 警察署長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条(保管場所標章の再交付)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間 : 1日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : 保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考</td> </tr> </table>	法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律(6-3)	根 拠 条 項 : 第6条第3項	処 分 の 概 要 : 保管場所標章の再交付	原権者(委任先) : 警察署長	法令の定め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条(保管場所標章の再交付)	審 査 基 準 : (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)	標準処理期間 : 1日	申 請 先 : 保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口	問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課	備 考	
法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律(6-3)												
根 拠 条 項 : 第6条第3項												
処 分 の 概 要 : 保管場所標章の再交付												
原権者(委任先) : 警察署長												
法令の定め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条(保管場所標章の再交付)												
審 査 基 準 : (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)												
標準処理期間 : 1日												
申 請 先 : 保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口												
問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課												
備 考												

○ 運送事業用自動車の保管場所標章の交付に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考										
<p><u>廃止</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>審 査 基 準</b></p> <p style="text-align: right;">平成22年4月23日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律(6-4)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第13条第4項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 運送事業用自動車の保管場所標章の交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者(委任先) : 警察署長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第3項(運送事業用自動車に係る届出) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条(保管場所標章の交付の手続き)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間 : 1日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : 保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先 : 警察署 交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考</td> </tr> </table>	法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律(6-4)	根 拠 条 項 : 第13条第4項	処 分 の 概 要 : 運送事業用自動車の保管場所標章の交付	原権者(委任先) : 警察署長	法令の定め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第3項(運送事業用自動車に係る届出) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条(保管場所標章の交付の手続き)	審 査 基 準 : (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)	標準処理期間 : 1日	申 請 先 : 保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口	問 い 合 せ 先 : 警察署 交通課	備 考	
法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律(6-4)												
根 拠 条 項 : 第13条第4項												
処 分 の 概 要 : 運送事業用自動車の保管場所標章の交付												
原権者(委任先) : 警察署長												
法令の定め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第3項(運送事業用自動車に係る届出) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条(保管場所標章の交付の手続き)												
審 査 基 準 : (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)												
標準処理期間 : 1日												
申 請 先 : 保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口												
問 い 合 せ 先 : 警察署 交通課												
備 考												

○ 運送事業用自動車の保管場所標章の再交付に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考										
<p><u>廃止</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>審 査 基 準</b></p> <p style="text-align: right;">平成22年4月23日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律(6-5)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第13条第4項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 運送事業用自動車の保管場所標章の再交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者(委任先) : 警察署長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項(保管場所標章) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条保管場所標章の再交付)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間 : 1日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : 保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考</td> </tr> </table>	法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律(6-5)	根 拠 条 項 : 第13条第4項	処 分 の 概 要 : 運送事業用自動車の保管場所標章の再交付	原権者(委任先) : 警察署長	法令の定め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項(保管場所標章) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条保管場所標章の再交付)	審 査 基 準 : (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)	標準処理期間 : 1日	申 請 先 : 保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口	問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課	備 考	
法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律(6-5)												
根 拠 条 項 : 第13条第4項												
処 分 の 概 要 : 運送事業用自動車の保管場所標章の再交付												
原権者(委任先) : 警察署長												
法令の定め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項(保管場所標章) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条保管場所標章の再交付)												
審 査 基 準 : (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)												
標準処理期間 : 1日												
申 請 先 : 保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口												
問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課												
備 考												